

障害者週間です

「障害者週間」は、障がい者に対する理解と意識をより高めるために定められました。そこで、現在おこなわれているさまざまな福祉制度について紹介します。この機会に、障がい者の自立と社会参加に対する理解を深めましょう。

障がい者手帳の交付

対象者

身体障害者手帳

- ◇ 視覚、聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、内部障がいの方で、永続する障がいの方

療育手帳

- ◇ 知的障がい者（IQ75以下の方）

精神障害者保健福祉手帳

- ◇ 精神障がいのため、日常生活や社会生活に制約のある方

手当の支給

- 障がいの程度や等級に応じて町や県、国から各種手当が支給されます（所得制限があります）。
- ※ただし、介護保険施設・社会福祉施設入所者および入院中の方は除きます。

大口町福祉手当（町）

対象者

- 身体障害者手帳1級から3級の方、4級の膀胱または直腸機能障がいの方

療育手帳をお持ちの方

- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方

- 特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方

支給金額

- ◇ 身体障害者手帳1級・2級の方および療育手帳A判定の方

- 月額5000円
- ◇ その他の障がいの方
- 月額4000円

愛知県在宅重度障害者手当（県）

対象者

- 身体障害者手帳1級・2級の方

- 療育手帳A判定（IQ35以下）の方

- 身体障害者手帳3級と療育手帳B

- 障がいの程度や等級に応じて町や県、国から各種手当が支給されます（所得制限があります）。
- ※ただし、介護保険施設・社会福祉施設入所者および入院中の方は除きます。

知ってね ヘルプマーク

対象は、義足や人工関節の方、内部障がいや難病の方、精神疾患の方など、援助や配慮を必要としていることが、見た目ではわかりにくい方々です。



お願ひ このマークを見かけたら「電車・バスなど車内で席をゆずる」「困っているようであれば声をかける」など、思いやりのある行動をお願いします。

問合せ先

ほほえみプラザ1階 福祉こども課
☎ 94-1222

福祉制度の利用等に関する相談をおこなっていますので、お気軽にご相談ください。
● 障がいのある方の相談窓口
大口町地域包括支援センター
☎ 94-12227
● 特別障害者手当・障害児福祉手当（国）
障がい者（本人やご家族同士の交流、障がい福祉に関する情報交換等をおこなう3つの団体があります）
● 大口町心身障害児（者）親の会
● 尾北精神障害家族会しらゆり会
● 大口町身体障害者福祉協会
※ 入会方法等については、大口町社会福祉協議会へお問い合わせください。☎ 94-10060